

島原市国民保護計画



令和5年4月改正

島 原 市

第 1 編 総 論

- 第 1 章 市の責務、位置づけ、構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第 4 章 市の地理的、社会的特徴
- 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

総則は、国民保護計画の目的、武力攻撃災害対処業務に係る各防災関係機関とその役割、計画の前提条件、基本方針などについて必要な事項について以下のとおり定める。

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
- 第4章 物資及び資材の備蓄・整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

第2編では、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために平素からの備えに対し、必要な事項について以下のとおり定める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救 援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字・特殊標章等の交付及び管理

第3編では、武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するために、市の初動体制、関係機関との連携要領及び警報・避難等の指示等について必要な措置等を講じなければならないことから、必要な事項等について以下のとおり定める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

第4編では、市が管理する施設・設備において武力攻撃災害による被害が発生した時は、一般的な修繕や補修など応急復旧のための必要な措置を講ずるため、復旧に関し必要な事項について以下のとおり定める。

第5編 緊急対処事態への対処

- 1 緊急対処事態
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

第5編では、緊急対処事態等における警報について関係機関等に迅速に通知することが必要となることから、伝達要領について必要事項について以下のとおり定める。

資 料 編

- 資料 1 関係機関の連絡先一覧
- 資料 2 安否情報に係る各種様式
- 資料 3 島原市国民保護避難実施要領マニュアル
- 資料 4 事態認定前における警戒本部等の組織等
- 資料 5 島原市国民保護対策本部の組織等
- 資料 6 国民保護に関する避難施設等
- 資料 7 島原市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱
- 資料 8 島原市国民保護協議会条例
- 資料 9 島原市国民保護対策本部及び島原市緊急対処事態対策本部条例
- 資料 10 避難実施要領（様式）

用語集

用語集における法及び令とは次の法令を指します。

- 法・・・国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)
- 令・・・国民保護法施行令(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令)